

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として、明確に位置付けられた。

木古内町は、北海道の南端に位置し、比較的温暖な地域であり、その恵まれた気象条件と肥沃な土地により水稻を基幹作物とし、酪農・肉用牛・野菜の複合経営による農業振興が図られてきました。

近年では、人口減少や食生活の多様化により、米の需要量が減少の一途をたどっていることに加え、コロナ禍により需給緩和に拍車がかかっている状況にあることなど、今後の主食用米の大幅な米価下落や円安による肥料等の高騰などが懸念されることから、当町の実態に応じた対策の強化を図ることが求められている。

これらを踏まえたうえで、農地等の利用の最適化を一体的に進めることができるよう、法第7条第1項に基づく木古内町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定めることとする。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の改革」とされたことから、農業委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的活動については、農業委員会等に関する法律第37条の規程に基づき公表する「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとす。

第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止について

(1) 遊休農地の状況

令和4年度現在、当町における遊休農地はありません。

(2) 遊休農地の発生防止と発生時の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

ア 農業委員と推進委員の担当制又はチーム制による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規程による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連盟通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期に拘わらず適宜実施する。

イ 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

ウ 利用状況調査と利用意向調査の結果は「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

②農地中間管理機構等との連携について

利用意向調査の結果から遊休農地所有者の移行や希望を把握し、農地中間管理機構及び関係機関などとの連携並びに認定農業者及び農地所有適格法人などの担い手の協力により遊休農地の解消を目指す。

③非農地の判断について

再生困難な農地については、所有者の将来的な利用を確認するとともに、農業委員と協議の上「非農地判断」を実施していく。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用の集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
当初 (平成28年3月)	984 ha	737 ha	74.9%
現状 (令和3年3月)	984 ha	788 ha	80.2%
目標 (令和6年3月)	984 ha	800 ha	81.3%

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

①「人・農地プラン」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題解決のため、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置づけ、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに取り組む。

②農地中間管理機構との連携について

関係機関や農地中間管理機構と連携を図り、農地の出し手と受け手の意向の把握などの情報収集体制を整え、農地中間管理機構を中核とした活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③農地の利用調整と利用権設定について

地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による生産基盤整備の支援と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入を推進するなど、地域に応じた取組を推進する。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数 新規参入者取得面積
当 初 (平成28年3月)	1 経営体 5 ha
現 状 (令和3年3月)	1 経営体 5 ha
目 標 (令和6年3月)	1 経営体 5 ha

※新規参入者数は、認定新規就農者の数で法人雇用や親元就農は含まない。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取組方法

①関係機関との連携について

関係機関と連携し、町内の農地の借入意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

②企業参入の推進について

企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用して、企業参入の推進を図る。

③農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員会の区域内において、新規参入者（法人を含む。）の希望があった場合は、農業委員は、地域の受け入れ条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。